

○介護保険の適用料金（介護報酬単位）

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護費Ⅱ・(介護予防) 短期利用共同生活介護費Ⅱ											
要介護状態等				要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	*1 単位あたりの単価は、10.14 円です(各種加算も含む)。 * ご利用者の負担割合は、介護保険負担割合証に基づき算出されます。 * 介護報酬は非課税です。	
認知症対応型共同生活介護費				749	753	788	812	828	845		
短期利用共同生活介護費				777	781	817	841	858	874		
長期		短期		加算項目(サービス内容により上記基本報酬に加算されます)							
介護	予防	介護	予防								
-	-	○	○	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	認知症により緊急に入所することが適当であると医師が判断した場合。(入居後7日間まで)					
○	○	○	○	若年性認知症受入加算	120/日	若年性認知症利用者に対してサービスを行なった場合。					
○	-	-	-	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3/日	厚生労働大臣が定める基準(認知症専門ケア)に適合している場合。					
○	○	-	-	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120/月	認知症の行動・心理症状への予防・対応等にチームケアを実践している場合。					
○	○	-	-	入院時費用	246/日	医療機関への入院を要した場合、所定単位数に代わって算定(6日/月を限度)。					
○	-	-	-	看取り介護加算	(一)	72/日	死亡日以前 3 日以上 4 5 日以下。				
					(二)	144/日	死亡日以前 4 日以上 3 0 日以下。				
					(三)	680/日	死亡日以前 2 日および 3 日。				
					(四)	1,280/日	死亡日。				
○	○	-	-	初期加算	30/日	入居後 3 0 日以内の期間について算定。					
○	-	○	-	医療連携体制加算	(Ⅰ)ハ	37/日	厚生労働大臣が定める基準(医療連携体制)に適合している場合。				
					(Ⅱ)	5/日	褥瘡や尿道カテーテルなど過去 3 ヶ月において入居対応の実績がある場合。				
○	-	-	-	協力医療機関連携加算	(Ⅰ)	100/月	入院を要する場合に入居ができる医療機関との連携体制が整えられている場合。				
					(Ⅱ)	40/月	体調不良時など通常の診療に関わる医療機関との連携体制が整えられている場合。				
○	○	○	○	高齢者施設等	(Ⅰ)	10/月	医療機関と連携した上で、感染対策に係る研修又は訓練に年 1 回以上参加している場合。				
○	○	○	○	感染対策向上加算	(Ⅱ)	5/月	要件を満たす医療機関から感染制御等の実地指導を受けている場合。				
○	○	-	-	退居時相談援助加算	400/1 回	居宅へ復帰する際に関係機関との連携に努めた場合。(1 回を限度)					
○	○	-	-	退居時情報提供加算	250/1 回	医療機関へ入院する方の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。(1 回を限度)					
○	○	-	-	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200/月	医療提供施設の医師等が訪問し、身体状況等共同で評価している場合。					
○	○	-	-	口腔衛生管理体制加算	30/月	歯科医師・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアの指導を行っている場合。					
○	○	-	-	科学的介護推進加算	40/月	PDCA サイクルによるサービス体制の構築、科学的介護情報システムによる情報提出、及びフィードバック情報の活用を行った場合。					
○	○	○	○	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22/日	勤続 10 年以上の介護福祉士が全職員の 25% 以上を占めている場合。				
					(Ⅱ)	18/日	介護福祉士が全職員の 60% 以上を占めている場合。				
					(Ⅲ)	6/日	常勤職員が全職員の 75% 以上を占めている場合。				
○	○	○	○	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100/月	データにより業務改善の取組による成果が確認されている場合。				
					(Ⅱ)	10/月	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合。				
○	○	-	-	新興感染症等施設療養費	240/日	厚生労働大臣が定める感染症に適切な対策の基サービス提供した場合。(連続 5 日まで/月)					

※認知症高齢者グループホームへの長期入居（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）は、介護保険要介護状態区分の「要支援2」または「要介護1～5」の認定を受けている方が対象です。

※（介護予防）短期利用共同生活介護のご利用は「居宅サービス計画」または「介護予防サービス支援計画」に位置づけられた内容で利用できます。法定代理受領方式（現物給付）の適用には、介護保険要介護状態区分別の“支給限度額内”であることが必要です。なお、支給限度額を超えた場合には、介護報酬の 10 割の自己負担が必要となります。また、連続 30 日を超えての利用は、支給限度額内の利用であっても介護保険の適用を受けられません。

※サービス提供体制強化加算は支給限度基準額対象外です。

※上記介護報酬単位数の合計に介護職員等処遇改善加算（所定単位数のⅠの場合 18.6%、Ⅱの場合 17.8%相当）が加算されます。（支給限度基準額対象外）（※R6.6 月より改定）

※上記加算には、参考になっている内容を含みます。

○基本料金・個別利用料（各サービス共通）

食材料費	長期	1,350 円/日		*14 日前までに届出をいただかない限り、ご請求となります。	おやつ代含む (非課税)
	短期	朝食：340 円/食 昼食：505 円/食 夕食：505 円/食			
家賃	長期	59,700 円/月 *入退居の月に関しては、日割でご請求となります。			電気代・光熱水費含む (非課税)
	短期	1,990 円/日			
家電持込代	大 1 台 55 円/日 小 1 台 22 円/日 (税込)		個人で使用する電化製品を持ち込まれて使用された場合		
おむつ代	① 尿とりパット	70 円/枚	}	処理費用込み (非課税)	
	② パンツ式	230 円/枚			
	③ テープ止め紙おむつ	190 円/枚			

※この料金表は、令和 6 年 4 月 1 日から適用しております。尚、介護保険法の今後の改正内容によって、本料金を変更する場合がございます。
※上記利用料金以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品、個別的な余暇活動に資する材料費、特別な食事の提供等の費用については、実費を徴収させていただきます。（詳しくはご相談ください。）

※（介護予防）認知症対応型共同生活介護の 1 ヶ月のご利用料金の合計は、要介護状態等の区分により **127,800 円～131,200 円（概算）** となります。

※利用料金のご請求は 1 ヶ月ごとです。介護保険適用分の自己負担およびその他利用料のご請求額は以下の計算方法で算出されます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{介護報酬単位数の} \\ \text{合計単位数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{介護職員等処遇改善加算} \\ \text{の単位数} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} 10.14 \text{ 円} \\ \text{(1 単位単価)} \end{array} \times \begin{array}{c} 0.1 \sim 0.3 \\ \text{(負担割合証の通り)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{介護保険適用外費用} \\ \text{その他利用料} \end{array} = \text{ご請求額}$$